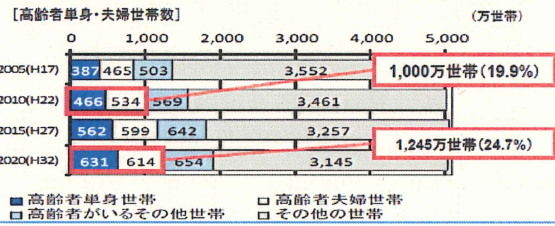


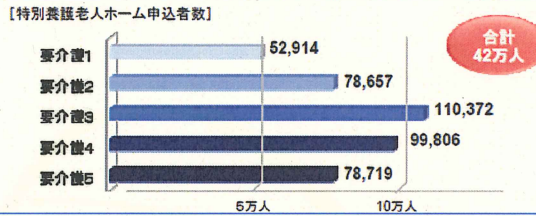
高齢者の居住に関する国の方向性

課題・背景

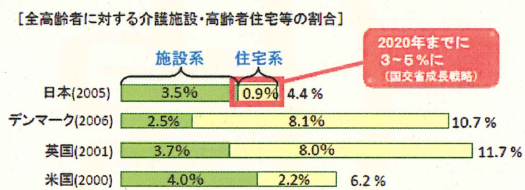
高齢者単身・夫婦世帯の急激な増加



要介護度の低い高齢者も特養申込者となっている現況



高齢者住宅は諸外国と比較し不足



方向性

- ・ 24 時間地域巡回・随時訪問サービス
- ・ サービス付き高齢者向け住宅
- ・ 認知症支援 (徘徊 SOS ネットワーク、予防・治療・支援の一貫サービス体系、成年後見)

※「総理指示 (H22.8.29) 孤立化のおそれがある『高齢単身・夫婦のみ世帯』支援について」より抜粋

高齢者住まい法 (高齢者の居住の安定確保に関する法律) の改正

< 公布日 : 平成 23 年 4 月 28 日、施行日 : 平成 23 年 10 月 20 日 >

○「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の創設 (※有料老人ホームも登録可)

【登録基準】

- | | |
|--------------|---|
| 《住宅に関する基準》 | ・ 住宅の規模 (床面積原則 25㎡ 以上)・構造 (バリアフリー義務付け等) |
| 《サービスに関する基準》 | ・ サービス提供 (安否確認・生活相談は必須) |
| 《契約に関する基準》 | ・ 賃貸借契約等の居住の安定が図られた契約
・ 前払家賃等の保全措置等 |

【登録事業者の義務】

- ・ 登録事項の情報開示
- ・ 入居者に対する契約前の説明等

【行政による指導監督】

- ・ 報告徴収・立入検査・指示等

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進策

○高齢者等居住安定化推進事業 (平成 23 年度予算額 : 全国で 3 2 5 億円)

- ・ 「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、民間による建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO 等に直接補助を行う。(市の負担無し)

< 対象 > 登録されたサービス付き高齢者向け住宅等

< 補助率 > ・ サービス付き高齢者向け住宅、高齢者生活支援施設

新築 1 / 10 (上限 住宅 : 100 万円 / 戸、施設 : 1,000 万円 / 施設)

改修 1 / 3 (上限 住宅 : 100 万円 / 戸、施設 : 1,000 万円 / 施設)

※上記、予算上の支援策の他に、税制・融資上の支援策もある